

6 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

意見書第5号から意見書第7号まで

令和8年6月29日

提出議案

意見書第5号 滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に慎重な
対応を求める意見書（案）… 2

意見書第6号 防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに関する意見書（案）
… 4

意見書第7号 殺傷武器輸出の全面解禁に反対し、閣議決定の撤回を求める意見
書（案）… 7

意見書第5号

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に慎重な対応を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和8年6月29日

草津市議会議長

遠藤 覚 様

提出者

草津市議会議員

田中 香治

賛成者

草津市議会議員

山元 宏和

伊吹 達郎

意見書第5号

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に慎重な対応を求める意見書（案）

現在、滋賀県において、地域公共交通の維持・確保を目的とした新たな税「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税」の導入が検討されている。

人口減少や高齢化が進展する中、地域公共交通の維持が重要な政策課題であることは、本市議会としても十分認識するところである。しかしながら、物価高騰やエネルギー価格の上昇、実質賃金の伸び悩みなどにより、県民生活や地域経済を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、新たな税負担の導入については極めて慎重な判断が求められる。

また、これまでの滋賀県における検討過程については、新税導入を前提とした議論が進められているかのような印象があり、県民や市町との十分な合意形成が図られているとは言い難い。

特に、次の点について重大な懸念がある。

- 1 受益と負担の関係が明確でなく、公共交通の利用状況にかかわらず広く県民に負担を求めることは、公平性の観点から課題があること。
- 2 地域公共交通政策は、本来、市町が主体的に担うべき分野であり、県主導による新税導入が、市町の裁量や責任との関係を不明確にするおそれがあること。
- 3 既存財源の活用、事業の効率化、路線再編など、行政として取り得る施策について十分な検証が尽くされたとは言い難いこと。
- 4 税収の用途や制度設計について具体性を欠いており、将来的な拡大解釈や運用の不透明さへの懸念が払拭されていないこと。
- 5 一度導入された税は恒久化しやすく、人口減少社会において県民負担が将来にわたり固定化・常態化するおそれがあること。

よって、本市議会は滋賀県に対し、地域公共交通を目的とした新たな税の導入について、拙速に結論を出すことなく、まずは既存施策の徹底的な検証と行財政改革を優先するとともに、市町との十分な協議を行い、県民に対して丁寧かつ具体的な説明責任を果たすよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

滋賀県草津市議会

議長 遠藤 寛

滋賀県知事

あて

意見書第6号

防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに関する意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和8年6月29日

草津市議会議長

遠藤 覚 様

提出者

草津市議会議員

西村 隆行

賛成者

草津市議会議員

西垣 和美

防衛装備移転三原則の運用指針の見直しに関する意見書（案）

政府においては、防衛装備移転三原則の運用指針について、閣議決定されました。

我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、防衛装備移転は、国際社会の平和と安定に資する政策的手段の一つとなり得るものである。一方で、武器を含む完成品の移転は、移転先の地域情勢や抑止バランスに影響を及ぼす可能性があり、国際紛争の助長を回避する観点から、慎重かつ厳格な運用が求められる。

防衛装備移転三原則には、「国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持」することが明記されている。この理念を踏まえ、憲法の平和主義及び専守防衛の考え方との整合性を確保し、国民への十分な説明責任を果たすことが不可欠である。

特に、5類型の見直しに当たっては、防衛装備移転の対象や目的が大きく拡大する可能性があることから、これまで積み重ねられてきた慎重な議論を踏まえ、国会における十分な審議と、国民の理解を得るための丁寧な説明が必要である。

また、移転先での目的外使用、第三国への再移転、技術流出、意図しない紛争への関与を防ぐため、移転前の審査に加え、移転後の管理体制を強化し、透明性と実効性を確保することが重要である。

よって、国におかれては、防衛装備移転三原則の運用指針の見直しについて、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 一 憲法の平和主義、専守防衛の考え方及び国連憲章を遵守する平和国家としての基本理念を堅持すること。
- 一 5類型の見直しについては、従来の政府答弁や政策趣旨との整合性を整理し、国会において十分な議論を行うとともに、国民への説明責任を果たすこと。
- 一 武器を含む完成品の移転については、移転先、用途、数量、再移転の可否、目的外使用防止措置等について、厳格な審査基準を設けること。
- 一 国際紛争を助長することがないように、紛争当事国への移転禁止の趣旨を徹底し、移転を認める場合の具体的な基準を明確化すること。
- 一 移転後の適正管理、再移転規制、技術流出防止及び目的外使用防止のための監視体制を強化すること。
- 一 装備品の秘匿性に十分配慮しつつ、移転判断の根拠や審査過程について可能な限り透明性を確保し、国会への報告や事後検証の仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

滋賀県草津市議会

議長 遠藤 覚

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

あて

意見書第7号

殺傷武器輸出の全面解禁に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和8年6月29日

草津市議会議長

遠藤 覚 様

提出者

草津市議会議員

藤井 三恵子

賛成者

草津市議会議員

西川 仁

殺傷武器輸出の全面解禁に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書（案）

高市政権は4月21日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改定を強行しました。国会決議によって国是としてきた原則を、国会での議論もなく、時の政権の一方的決定で投げ捨てることは議会制民主主義を踏みにじるものです。

そもそも武器輸出禁止は、1976年、三木内閣が「平和国家としての立場」「国際紛争の助長回避」を理由に宣言し、1981年の衆参本会議で武器輸出全面禁止を全会一致で決議し、これまで国是としてきました。しかし、2014年に安倍政権が、武器輸出「原則禁止」を「原則可能」とする「防衛装備移転三原則」へと変更させようとしたが、殺傷武器輸出については「5類型」を設けざるを得ませんでした。今回の政府の決定は、この最後の「制約」さえも取り払うものです。

このことによって、これまで完成品の武器輸出を非殺傷目的の救難・輸送・警戒・監視・掃海の「5類型」に限定してきたものが、殺傷武器輸出の全面解禁により、戦闘機や艦艇、長射程ミサイルなどの輸出が可能となります。輸出先についても、国家安全保障会議（NSC）が個別の案件ごとに輸出を認め、紛争当事国であっても「特段の事情」があると判断すれば輸出可能となります。

殺傷武器の輸出を全面的に解禁すれば、輸出した殺傷武器により人々の命が奪われるような事態になりかねない。日本を「国際紛争助長国家」「死の商人国家」へと大変質させるものです。

共同通信世論調査で、殺傷能力のある武器輸出解禁に反対が57.2%と、賛成の37.1%を大きく上回る結果が出されています。

日本は国際紛争を助長するのではなく、日本国憲法に基づく「平和国家」としての行動を示すべきです。

よって、国においては、憲法の平和主義に反する殺傷兵器の輸出を解禁することのないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

滋賀県草津市議会

議長 遠藤 寛

内閣総理大臣
経済産業大臣
防衛大臣

あて